

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金

よくあるお問い合わせ

Q1 どのような事業なのか。

A1 介護施設等における新型コロナウイルスの感染リスクの低減を図るため、適切な換気を行うことを目的として設置した二酸化炭素濃度測定器の購入経費について、1 事業所あたり2万2千円を上限に助成を行います。

Q2 なぜ二酸化炭素濃度測定器が対象なのか。

A2 感染経路の一つにエアロゾル感染がありますが、エアロゾルは長時間空气中を漂うため感染を広げるリスクが高まります。そのリスクを下げるために“換気”が大切ですが、空気の流れは目に見えないため、換気状況はわかりにくいものです。そこで、適切に換気ができているか確認していただくための二酸化炭素濃度測定器の設置を支援します。

Q3 他にも同様の補助金を受けている（受ける予定である）が、当事業の申請も可能か。

A3 当助成金の対象経費について、ほかの補助制度に基づく補助金の交付を受けている、また受けることが決定しているものは、申請することができません。

Q4 いつからの経費が対象になるのか。既に設置しているものは対象にならないのか。

A4 令和3年10月1日以降に購入した経費が対象になります。

Q5 いつまでの経費が対象になるのか。

A5 令和4年4月31日~~2月28日~~までに購入したものににかかる経費が対象になります。ただし、申請期限は令和4年2月18日~~3月11日~~（消印有効）までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください。対象となる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

※期間が延長になりました。

Q6 対象経費に送料は含まれるか。また消費税は含まれるか。

A6 二酸化炭素濃度測定器のみで購入するための送料は経費に含まれます。また、二酸化炭素濃度測定器の消費税も含まれます。

Q7 ポイントを使って支払ったが、請求できるか。

A7 ポイント利用額を除いた金額を対象経費としてください。

Q8 レシートには宛名の記載はないが、申請できるか。

A8 レシートは、購入日時、品名、個数、金額、消費税、販売店舗名称が記載されていれば申請できます。ただし、二酸化炭素濃度測定器を購入したことを判断できないときは、当該機器が確認できる説明書やカタログ、ホームページなどを付けていただくことがあります。

Q9 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

A9 法人が市内事業所分をまとめて申請するようにしてください。

Q10 市内に住所を構える法人であるが、市外の事業所も対象になるか。

A10 市外の事業所は対象にはなりません。

Q11 みなし指定を受けている事業者も対象になるか。

A11 対象にはなりません。

Q12 令和3年10月以降に開設した事業所も対象になるか。

A12 令和3年10月1日～令和4年 ~~1月31日~~ **2月28日**に開設した事業所も対象となります。

Q13 支払いを確認できる書類がないが、申請は可能か。

A13 領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、助成できません。

Q14 サービス付き高齢者向け住宅も対象になるか。

A14 対象になります。

(令和4年1月13日追記)

Q15 複数個購入した場合、全て請求できるか。

A15 測定器の購入個数に制限はございません。1事業所あたり2万2千円を上限に全て対象となります。